

門市地 第197号
平成26年 7月16日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

門真市長
園部 一成

2014年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

平成26年6月3日付けで要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

【回答】

平成26年4月1日に機構改革を実施し、社会情勢の変化や国の法・制度の改正、新たな行政課題に対応できる組織・機構の構築を図り、市民ニーズに即応した持続可能な市民サービスを提供できる体制を整備しております。

また、職員定数を定め、正規職員及び再任用職員の配置を行っているものの、定型業務等においては非常勤嘱託職員、臨時的な業務においては臨時的任用職員を任用しているところであります。

なお、正規職員以外の職員の賃金・労働条件等は、国制度や近隣各市の動向を踏まえ対応していきたい。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使

える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

【回答】

一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入につきましては、平成20年3月に策定した「門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画」に基づき、平成19年度より一般会計から保険事業対策繰入金（市条例減免分、累積赤字解消分）を繰入し、単年度収支を黒字としてきたところであります。

また、保険料につきましては、収納率の向上対策や特定財源の確保などによる歳入の確保、ジェネリック医薬品の推奨事業等による歳出の抑制を積極的に行い、抑制に努めているほか、減免につきましては、従前より、所得割の50%のみを減免していたものを不況対策といたしまして、平成21年度より均等割、平等割も減免の対象とし、それぞれ30%、平成22年度には、それぞれ35%と拡充しております。一部負担金減免につきましては、平成23年6月1日から、国基準による制度を実施しております。

生活保護基準変更に伴う影響につきましては、政令軽減の拡充等もあり、影響はないと考えております。

なお、これらの減免制度につきましては、広報、ホームページなどに掲載し、周知に努めています。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、負担の公平性を確保する観点から、やむを得ないものとして考えております。

なお、納付相談後の分納世帯で、納付約束履行世帯に対しては資格証明書を発行することはありません。

また、資格証明書発行世帯でありましても、緊急性・長期的な入院等の場合や一定期間就労が困難な状況な場合等で、やむを得ない事情による場合につきましては、資格証明書の解除を行い、短期被保険者証へ切り替えさせていただくなど、柔軟な措置を講じております。

短期被保険者証の交付につきましては、保険料の納付折衝の確保を目的に3ヶ月ごとの年4回の更更新手続きを行っており、更新月には短期被保険者更新通知を発送し

更新手続きの呼びかけを行っておりますが、来庁や連絡がない世帯につきましては夜間や休日訪問等により、納付折衝の機会を確保し、できるだけ長期未交付とならないよう努めております。

また、高校生以下の子どもの被保険者証につきましては、有効期限内に簡易書留で郵送により交付しております。

なお、納付相談時の聞き取りによっては生活困窮状態が判明した方に対しましては、国からの通達や大阪府からの通達に基づき地方税法第15条の規定により、適宜滞納処分の停止を行っております。

滞納処分につきましては、特別な理由もなく支払える資力や財産があるにも関わらず保険料の納付がない場合や、納付相談後の約束が不履行である場合に負担の公平性を確保する観点から行っているものであります。

また、「鳥取県児童手当差押事件」判決は認識しており、引き続き、法令に基づき、慎重かつ適正に執行しております。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

制度変更に伴う職員周知や研修につきましては、常時行い、市民サービスの向上に努めております。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わったの通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

【回答】

低所得者世帯及び生活保護世帯の多い本市といたしましては、個人情報には十分配慮しつつ、今後もできる限り生活保護担当課と連携を行っていきたいと考えております。

- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

【回答】

国保運営協議会の委員は、国民健康保険法施行令第3条により、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険を代表する委員の四者で組織することが規定されており、本市では、被保険者を代表する委員について、住民代表の4人の方に就任いただいております。

なお、門真市国民健康保険運営協議会の開催にあたっては、会議公開要領及び傍聴要領に従い公開とし、資料配布を行うとともに、議事録のホームページによる公開も行っております。

- ⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

【回 答】

今後、予定されている共同安定化事業の全医療費対象への拡大にあたっては、必要に応じて、大阪府と協議調整していきたいと考えております。

- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回 答】

地方単独事業による医療費波及増の療養給付費負担金減額分につきましては、平成23年度より、一般会計から国保特会へ繰入を行っておりますが、いわゆるペナルティ分につきましては、必要に応じて、大阪府を通じ、国に働きかけていきたいと考えております。

- ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回 答】

特定の医療機関名簿を配架することは困難ではありますが、健康保険課前の掲示板に「門真市かかりつけ医・在宅医療マップ」を掲示し、門真市内の医療機関等の案内をしております。

また、被保険者から無料低額診療所等についての問い合わせがあった場合は、社会福祉協議会をご案内しております。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回 答】

平成20年度から始まった特定健診は、以前の市民健診の内容とほぼ同等であります。また、費用は当初から無料で実施しております。今後も引き続き特定健診の周知と、より受診しやすい体制作りに取り組んでまいります。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回 答】

すべてのがん検診について、集団方式と個別方式のいずれかを選択して受診することができるよう受診環境の整備を図ったところであり、特定健診の中の集団健診において肺がん検診の同時実施も行ってきたところです。

また、がん検診の費用は自己負担をいただいておりますが、70歳以上の方、市民税非課税または生活保護世帯の方は費用免除といたしております。また、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診については、特定の年齢の方を対象に、無料クーポン券を送付し、受診の促進を図っております。

- ③ 人間ドック助成を行うこと。

【回 答】

国民健康保険の被保険者のうち、30歳以上で門真市国保の加入期間が1年以上及び保険料の滞納が無く、人間ドック助成を希望する方を対象に、年に1回人間ドック助成を行っています。健診に係る費用のうち、半額を助成しており、具体的には基本健診2万円、頭部CTスキャン5千円、頭部MRI検査8千5百円を助成しているところです。

- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回 答】

特定健診の日曜健診につきましては、本年度試行的に実施を予定しており、出張健診につきましては、平成25年度は、門真市立文化会館で実施しております。

今後におきましても、出張健診実施可能な場所の確保に努め、受診しやすい体制を作ってまいりたいと考えております。

なお、本市における出張健診については、集団での委託方式であるため、補助制度は必要ないものと考えております。

4. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

【回 答】

介護保険適用除外施設に入所している障がい者につきましては、65歳到達以降も、引き続き、障がい福祉サービスを支給しております。

また、65歳に到達した在宅の障がい者につきましても、利用を希望している障がい福祉サービスに関する具体的な内容を聴き取った上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断し、希望しているサービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援護、自立訓練等)につきましては、引き続き、障がい福祉サービスを支給しております。

- ② 64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

【回 答】

住民税非課税世帯の方が65歳到達以降も引き続き、障がい福祉サービスを利用される場合の利用料は無料となります。

なお、介護保険サービスの利用につきましては、所得に応じて、利用料の負担上限額が定められており、上限を超えた場合、申請により、超えた分を高額サービス費として支給しております。

5. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓

口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

生活保護受給世帯の増加に伴い、ケースワーカーの必要数も増加が必要となることから、人事異動において正規職員をはじめ再任用職員や非常勤職員も活用した人員体制の強化を図るとともに、平成26年4月1日に実施した機構改革において、保護課と保護総務課に課を分割することで職員がケースワークに専念できる体制を整える等、ケースワーカーの負担の軽減に努めているところであります。また、専門的知識を有する社会福祉士などの正規職員を部の要望等を元に必要に応じ採用・配属しており、引続き、生活保護行政の体制確保に努めていきたいと考えております。

平成25年度の課内研修については、新任ケースワーカーだけではなく、現任ケースワーカーや査察指導員に対しても実務的な研修を行いました。また、守口保健所との共催による研修や生活保護就労支援員全国研修会にも参加しています。

今年度もケースワーク業務を円滑に行える研修体制を確立しており、窓口等で懇切丁寧な態度で接するよう指導しております。

窓口等での対応に人権無視の対応はないものと認識しておりますが、今後も引き続き、接遇や人権に対する意識向上を図った研修や指導を行ってまいります。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【回答】

「生活保護のしおり」については、すべての文字にルビを付け、保護受給者の権利と義務関係等をわかりやすく明記しており、申請時に手渡しております。

申請書については、多額の預貯金を保有している等、明らかに生活保護に該当しない場合や相談者が知人である等、申請権を有していない場合を除き、申請の意思を必ず確認の上、申請書を交付し、申請権を保障しております。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回答】

本市では、申請時に違法な助言・指導は行っておりません。

また、現在、本市においては、門真市就労支援プログラムとして、門真市就労支援促進事業、門真市就労意欲喚起事業及びハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業を展開しているところであり、今後も、保護受給者の稼働能力を的確に把握の上、保護受給者の状況に応じた適切な指導と就労支援を行うことで、自立を一層助長してまいりたいと考えております。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】

通院時の移送費については、「生活保護法による医療扶助運営要領」に基づき、適切に支給しております。

求職活動時の移送費（交通費）については、ケースワーカーの指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に求職活動を行った場合、必要な交通費についての実費支給は可能であり、保護受給者に対しては、必要に応じて移送費の説明を行い、「生活保護のしおり」にも明記しております。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回答】

本市におきましては、保護受給者が指定医療機関へ受診の際の利便性を図るため、平成21年10月より「生活保護受給者証」を年に2回、発行し、市役所が閉庁している休日や夜間の時間帯に受診が必要となった場合には、同受給者証を医療機関に提示していただければ、速やかに診療が受けられることになっております。

また、医療機関に対しましても、門真市医師会を通じまして、同受給者証の取扱いについて説明をさせていただいております。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】

自動車の保有については、原則として、認めることはできませんが（生活保護のしおりに記載しております）、自動車以外で通勤することがきわめて困難な場合や障がい者の通院等のために定期的に利用され、障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車以外で通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかであって、自動車の処分価値が小さい場合等に限り、例外的に保有を認めております。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

近年、ケースワーカーに対する脅迫、暴力に及ぶ事例が全国的に多発していることから、ケースワーカーの精神的負担の軽減の為、警察OBの配置は必要であると考えております。

また、生活保護情報専用ダイヤルについては、生活保護行政の適正実施の取り組みの一環として、生活保護費の不正受給に関する情報だけではなく、貧困ビジネスに関する情報、真に生活に困窮している方の情報など、生活保護に関する市民の皆様からの情報提供窓口として、平成25年5月より設置しております。

なお、不正受給等の事案については、通常のケースワーク業務では発見が困難なことがあることから、専用ダイヤル等を通じて寄せられる市民の皆様からの貴重な情報を基に、ケースワーカーと適正化推進支援員が連携して、迅速かつ組織的に事実関係の確認調査を行うことが必要であると考えております。

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回 答】

本市では介護扶助の自弁を強要するようなことはいたしておりません。

また、介護扶助については、平成24年4月からケアマネージャー資格を有する非常勤嘱託職員を2名採用し、サービス担当者会議の出席、ケアプランのチェック等、保護受給者に対して、介護サービスが適正に実施されるような体制を確立しています。

6. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回 答】

本市においては、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、従来より所得制限は設けず、段階的に対象年齢の拡充を図ってきたところであり、平成24年7月には入院・通院ともに小学校3年生まで、平成25年10月からは入院のみを小学校6年生までに拡充し、「こども医療助成制度」として、現在、実施しております。

今後さまざまな機会を捉えて大阪府には制度拡充の要望を行うとともに、さらなる対象年齢の拡大につきましては、本市の財政状況及び国・府の動向を注視し、府内各市の動向を踏まえながら検討してまいります。

- ② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

【回 答】

妊婦健康診査におきましては、国の示す標準的な検査項目を勘案するとともに、市内医療機関の実施状況を考慮し、今年度から公費負担額を62290円から10万円へ増額し、妊婦健康診査の充実に努めてきております。

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

【回 答】

本市では、所得金額が生活保護基準ではなく、市独自の認定基準額以下の世帯に対して認定しておりますので、今般の生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響はありません。

第1回支給月については、10月から9月に予定しております。申請月については、4月8日から1月末日までの現状通りでお願いします。また、申請の受け付けは教育

委員会でも行っております。

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

「新婚家賃補助」及び「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」の制度化につきましては、子育て世代支援と自治体の活性化として有効な方策かどうかも含め、調査研究してまいりたいと考えております。

- ⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】

市独自の「こども手当」などの現金支給制度の実施につきましては、本市の財政状況から困難であり、まずは、子ども医療助成の拡充に向け検討を進めてまいります。

- ⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

【回答】

中学校給食につきましては、自校式・完全給食・全員喫食としております。

- ⑦ ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

【回答】

人口の流入・流出についての動向につきましては、ここ10年間においては、転出人口が転入人口を上回る状況が続いており、緩やかではあるが、人口は、毎年減少している状況にあります。

本市は、昭和30年代後半から、高度経済成長とともに人口が急激に増加し、道路などが十分に整備されないまま、住居建築が進んだ結果、密集地域が存在しており、密集市街地の再整備等の実施による住戸個数等の減少も、転出超過の一因と考えられますが、より詳細な原因分析が求められている状況であります。

少子化対策のための施策展開としては、子育て支援環境を充実し、保護者の多様な選択を保障するため、保育サービスを様々な形で拡充するなど、安心して子どもを産み育てられる環境の整備、また、子どもの発達や育ちの支援体制の確保についての充実を図っております。

現役世代定着のための施策展開としては、教育の向上を図る観点から、市独自のきめ細やかな指導を実現する35人学級事業を実施するなど、子どもの教育環境の充実を図るとともに、コンパクトにまとまった市の特性を最大限活かし、自転車道・遊歩道等の交通環境の向上、親水空間、公園の拡充により、うるおいを感じ、集い安らげる空間を創出するなど、便利で住みやすい住環境を整備することとしております。